

Title	平民口とその財政事情
Sub Title	Heiminsha : its movement and financial condition
Author	中村, 勝範 (Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.12 (1959. 12) ,p.20- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平民社とその財政事情

中 村 勝 範

一

わが國の社會主義運動は嚴密には平民社にはじまるといわれるが、この平民社は明治三十六年十一月から明治三十八年十月までの生命であつた。平民社解散の理由については當事者が反省し、研究者により報告されているが、それは、一、當局の彈壓、二、財政の窮乏、三、同志間の思想の相違、四、平民社内の戀愛問題、という四點に絞られるようである。

當局の彈壓が平民社の活動を困難ならしめ、それが結局社の解散にまで追い込んだことについてはどの研究者も報告している。また日露戰爭の終結と共に同志間の思想の相違が顕在化してきたことが戦後の運動を一致しておし進める上に大きな困難となつてきたことについても研究されている。戀愛問題についても一、二の當事者をのぞけばこれが平民社解散の一因であつたことは容易に理解される。⁽¹⁾ それでは平民社財政の窮乏化が解散の一因であるという點についてはどの程度の報告がなされているであろうか。

『平民新聞』の再度にわたる發賣禁止とその罰金、印刷器械の沒收にたいする賠償、その他當局の彈壓により蒙つた損害な

どにより平民社の財政を困難ならしめた、という程度のことならどの研究者もふれている。しかし一步ふみ込み、どの時期にはどの程度の資金をもち、それが何ヵ月後にはどの程度に減じ平民社の同人をいかに苦慮せしめ、それが運動全體にどのような影響をあたえていつたか、という點についてはこれまでほとんど研究されていない。平民社解散の一理由として財政の行詰りがあげられながらその實態がなごりにされていることは残念なことである。本稿は平民社の財政面のみをとりあげ、それと運動との關係を追求しようとするものである。

(1) 戀愛問題が平民社解散の一つの原因であつたという通説にたいし當事者の西川文子氏は、それは「結果論で事實は違ひます」と否定しておられる(西川文子「明治社會主義運動の想い出」勞働運動史研究會『勞働運動史研究』第十一號、一九五八年九月)。

二

平民社創立の事情についてはすでに周知のところであるが簡單にふれよう。

日露戦争前夜の日本のジャーナリズムは數種の新聞・雑誌をのぞいておむね開戦論を主張していた。このなかにあつて幸徳傳次郎、堺利彦、内村鑑三、河上清、斯波貞吉、山縣五十雄等が在社する『萬朝報』は反戦論をとなえる數少い新聞の一つであつた。しかしこれもロシアの滿洲撤兵第三期日の明治三十六年十月八日にいたり「戦争は避く可らざる乎」なる論説をかかげ、日露戦争を回避する道がないならば一切の顧慮をすてて、「難に向つて盲進するの一路あるのみ」という開戦論へと轉換していつた。その夜、社會主義協會は反戦論大演說會を開催し、この席上で幸徳傳次郎、堺利彦は朝報社退社の意を決し、翌九日には幸徳・堺の兩人は黒岩周六社長にその旨を達した。幸徳・堺連名の有名な「退社の辭」と内村鑑三の「退社に際し涙香兄に贈りし覺書」は十二日の『萬朝報』紙上に掲載された。

朝報社を退いた幸徳は新たに社會主義の雑誌をおこそうという考えをもつており、堺はこれまで主宰していた『家庭雑誌』

を擴張するつもりであつた。しかし二人が相會し話し合つた結果、この際別々の仕事をするより、二人で共同して一つの仕事をしよう、つまり週刊新聞を出そうということになつた。有樂町に家を借りたのが十月二十三日、警視廳に届をすませたのは二十七日で、平民社はここに創業した。月末に新聞廣告をし、十一月一日から週刊『平民新聞』の編集にとりかかつた。創刊號發行の日附は明治三十六年十一月十五日になつてゐる。新聞の大きさは縦三八・五糎、横二七・五糎で、第一號は十二頁、第二、第八號は各十頁であるほか他は全部八頁であつた。單價は三錢五厘であつた。『平民新聞』が明治三十八年二月五日から『直言』となつてからも第二卷第十二號だけが十頁で他は頁數・紙形・單價とも『平民新聞』とかわりがなかつた。

週刊『平民新聞』は、自由・平等・博愛は人生世に在る所以の三大要義であると「宣言」し、「人類同胞をして、他年一日平民主義、社會主義、平和主義の理想境に到達せしむるの一機關に供せんが爲めに創刊」(發刊の序)された。『平民新聞』はこうした主義主張をもつた新聞であり、それを世にひろめる新聞であつたが、それと同時に職を失つた幸徳・堺がこれによつて衣食することを目的とし、ただに幸徳・堺だけでなくこの新聞の收益によつてさらに多數の同志を養いたいということとを「發刊の序」の中で正直に告白している。したがつてこの仕事は決して閑人が片手間にやるものではなかつた。彼等の主義主張が社會に廣く、深く受けいられるかどうかはそのまゝ彼等の生活の浮沈に直接つながつていた。幸徳は創刊號第一面に「成功乎、知らず、我は眞理の命ずる所に従ふ、失敗乎、知らず、我は眞理の命ずる所に殉ず、眞理の眼中には成敗なし、利害なし、窮達なし、平民新聞は此點に於て彼己氏と聊か其科を異にす」という短評をのせた。その文字には幸徳の體臭が過剰なまでに發散しているが、彼とてその内心は失敗するより眞理の命ずるところに従いかつ成功してほしかつたであらう。そうでなくては、これによつて衣食し、同志をも多數養いたいという先の幸徳の「正直な告白」と矛盾する。

以上が週刊『平民新聞』發行までの經過であるが、それでは財政的な面はどうなつていたであらうか。『平民新聞』を發

行するからといつて「扶持に離れた我々（幸徳・堺―中村註）が眼前の米鹽にすら窮するのに、どうして數百數千の金を作り得るか⁽¹⁾」という状態の幸徳・堺であつてみれば、新聞發行には先輩、友人、知人の助力を得なくてはならなかつた。

幸徳の先輩で、中江兆民の友人である小島龍太郎から新聞發行の保證金として千圓借り、社會主義協會會員で堺の郷里の先輩加藤時次郎からは創業費として七百五十圓借ることができた。十月二十日社會主義協會は非戰論演說會をひらいたが、その收益金三十二圓九十二錢がそつくり幸徳・堺の事業に寄附された。彼等がこうして準備できた金額は千七百八十二圓九十二錢であつた。⁽²⁾

われわれはこれらの金額がどのように使われたかについてもかなりくわしく知ることができる。まず彼等は非常の場合に備えて二百圓を預け、残り約千六百圓のうち保證金に千圓、家の敷金に六十圓、電話に百五十餘圓、室内の備品に四十餘圓、水道敷設費に二十餘圓、廣告料に百四、五十圓を費したので創刊號の編集にとりかかつたときは百數十圓残つたのみであつた。この百數十圓を運轉資金として新聞の印刷代なり、社中の當分の雜費に充てて、二號と暮し、三號と明したのである。⁽³⁾

山路愛山が「當時週刊平民新聞の賣行は三千枚乃至五千枚の間に在りしと云ふ。書生の事業を以て、經營殊に困難なる週刊新聞を以て、此程の讀者を支へ得たるは蓋し成功なりと謂はざるべからず⁽⁴⁾」といい、當事者の堺も後に友人筋の批評をききながらやりはじめたこの事業がやつてみると存外の成功だつた、創刊號は最初五千部を印刷してさらに三千部増刷したといつている。社會主義の旗印をかかげ反戰平和を主張するところといい、その體裁紙幅頁數といい、どこをとつても「凡俗の媚を買ふべき程のものにあらざる」⁽⁵⁾この週刊新聞が創刊號を八千部出し、その後も四、五千部の發行をつづけえたことはたしかに成功であつたといえよう。『平民新聞』は好評を得たがその經營はようやく社を維持できる程度であつた。明治三十六年十一月から平民社の事業が開始され、その年の暮に「一つ算盤を取て見るに、少々の不足はあつても素人商賣として可なりの成績だ、此分ならばカツ／＼此城の維持の出來ぬことも有るまいと思はれた⁽⁶⁾」のである。

この明治三十六年の暮までに平民社によつて生活をしていた者は幸徳、堺の外に山根吾一（やがて山根は片山潜洋行の留守を預る事になり去る）、柿内武次郎、石川三四郎、神崎純一があつた。「四號、五號、六號と無事に發行して愈々年末となつた、イヤ無事ではなかつた、今の日本の讀書界で、週刊の雑誌や新聞一つで數家族の生活を支へやうといふのは抑々無理で、純収入と支出とを差引けば多少の不足があるべき勘定だつたが最初は運轉資金があるのと、尋常の雑誌に比して最初から意外に直接購讀の申込が多かつたお蔭で、ドウにかやつて來た」⁽⁸⁾のである。スタートは必ずしも悪くなく、それはむしろ豫想以上によかつたといつてよいが、新聞が新鮮に思われ、彈壓のない當時においてすら「純収入と支出とも差引けば多少の不足がある」という状態だつたのである。

平民社と同居していた幸徳一家は三十六年の年末に他に引越し、その後清田傳右衛門老夫婦が住込み留守番役、賄方、世話役をすることになつた。明けて明治三十七年正月匆々には西川光二郎が二六新報社を退いて平民社に参加した。廣告係に熊谷千代三郎が入社する。やがて一身をあげて社會主義傳道のためにつくさんとする青年小田頼造がきたが、平民社はずでに彼に分つべきパンを有せず、彼はついに社に起臥するものの衣食は自費をもつて賄ねばならなかつた。その他多くの同主義の青年が平民社の事業を助けるために馳せ参じたが財政が許さぬことから社としてはもはやそれに應ずることができなかつた。つまり比較的スムーズにいつていたごく初期の平民社でも幸徳、堺の一家と山根、柿内、神崎、石川、西川、熊谷の生活を支えるのが限度であつた。日露開戦が現實とならない時において以上の有様であつた。明治三十七年二月十一日、宣戦が布告されてから平民社の運動とそれに支えられている彼等の生活がおよそどういふ傾向をたどるかはずでに豫想できるところである。

宣戦の詔勅をみても彼等の非戦論はやまなかつた。やまなかつただけでなく彼等は、寧ろ戦争中であるからこそ戦争の罪惡と悲慘とをはつきりと指摘できると信じますます筆鋒を研いたのである。この結果は平民社に「有樂町の露探殿」「早く

ニコライの門番となれ」「露國を亡すに先ち予輩は先づ汝等の首を刎ぬべし」という恐迫狀が舞込むようになった。彼等の運動は困難になり、『平民新聞』の賣行も減少の傾向があらわれてきた。

一月以來平民社の人員は増し臺所獨立の結果経費は大分膨脹するのに、戦争以來廣告の収入は減少していった。直接購讀者は少しずつ増加してきたが、その増加の度も前年に比較すると低く、賣捌店の賣捌高も二三百部は減少し、出入を計算すると合計の不足が餘程大きくなつた。彼等の計算では一萬部發行できなくては財政の基礎を鞏固にする事ができないと考えられていた當時の發行部數は四千五百部（第十七號、明治三十七年三月六日）であつた。そのうち三千餘部が賣捌所の手にわたり、一千餘部が直接に讀者に發送されていた。そこで彼等は主義の宣傳と収入の不足填補を兼ねて「平民文庫」の出版をはじめ『社會主義入門』を第十六號紙上で廣告し、ついで第十七號では『百年後の新社會』の出版を報じ、以後つづいて十點の文庫を出すとして書名の豫告をした。しかし彼等といえどもこれが何程財政のたしになるか疑問であると自ら首をかたむけている。

それでも二月までは非常準備金で不足分を補つてきたが、三月以後は新たな方法を立てねばならなかつた。そこで新たな方法として考えられたのが「平民社籠城」の策である。籠城の策とは「只勉強と忍耐とあるのみ、自ら欺かざるの行ひと同志諸君の同情に信賴するとあるのみ」ということであり、具體的には次の通りであつた。

- ① 生活費の二三割を減じ、同時に社中の経費を節約しうるだけ節約すること。
- ② 西川光二郎は遊説および販路擴張のために諸方に出かけること。
- ③ 小田頼造は傳道旅行を企て、一挺の箱車に平民新聞、社會主義入門、其他社會主義書數百部を積込んで出發した。
- ④ 留守の者は編輯に、賣捌に、廣告に、出版にその全力をつくさんことを誓つた。

この新策をあげた彼等はただちに「平民社の過去と現在とは斯くの如く衰れ也、而も其將來の劃策は斯くの如く無策也」⁽¹⁰⁾

という文字をつづつてゐる。この悲壯な報告が行われたのは平民社創業から五ヵ月目である。國をあげて戦勝に酔つてゐるとき非戦平和の旗印を掲げていた平民社がこのように自嘲せざるをえないまでに財政的に切迫してゐたことは當然である。悲壯なこの文字に接し、平民社の切迫した状況を一切包みかくさずうちあけられたわれわれは、この平民社がその後彈壓に抗してなお一年有半その生命を保つていた事實に驚かされる。

もちろん彼等は平民社の過去をあわれみ、將來の無策について自らを嘲つていただけではない。彼等の計畫はやはり一つの策であつたし、同志に向い將來期するところのいくつかを示し、同志に次の五點について協力を求めた。すなわち第一に讀者一人にて新讀者一人を獲得すること、第二に平民社の出版物の購讀と宣傳のための配布を乞ひ、第三に前金切れの場合に至急繼續の購讀料を送ること、第四に平民社の出張員には相應の便宜を與えられたきこと、そして最後に各地に同志のグループをつくることの五つであつた。

以上われわれは「平民社籠城の記」その他を手がかりに平民社創業から五ヵ月目の明治三十七年三月はじめまでの平民社の經營面を探つてみた。その結果、『平民新聞』は素人の發行する週刊新聞であるにもかかわらず豫想以上に好成績のスタートをしたが、はじめから必ずしも經營は樂でなく、三月になると社員は生活費や社の經費を切り詰めなくては經營していけない状態にまでなつたことを知つた。實際、三月から全社員の給料は二割を減じたのである。⁽¹²⁾ なおここで注意すべきことは地方に遊説にでかけ、また箱車をひいて傳道行商するということは主義の宣傳もさることながら、それと同程度か或いはそれ以上に販路擴張という重要な問題をもつていたことである。遊説と行商は平民社の存亡と財政面で淺くない理由から出發したのである。

(1) 「發行事情」(『平民新聞』創刊號、明治三十六年十一月十五日)

(2) この金額については右の「發行事情」「平民社籠城の記」(『平民新聞』第十七號)および堺の「日本社會主義運動史話」(『堺利彦全

集』第六卷中央公論、昭和八年十月、二一六頁）等から知り得る。

- (3) 前掲「平民社籠城の記」
- (4) 山路愛山「現時の社會問題及び社會主義者」(新版『明治文化全集』社會篇、昭和三十年十月、三八九頁)
- (5) 『土陽新聞』(『平民新聞』第四號所載、明治三十六年十二月六日)
- (6) 『平民新聞』はその發行以來、先輩なる諸新聞から多くの獎勵、訓諭、同情、規戒の言を與えられた。それが『平民新聞』に轉載されてゐるがその紙名だけを以下印す。萬朝報、二六新報、ジャパンヘラルド、神戸クロニクル、神戸デーリーニュース、静岡民友、京都新聞、北海旭新聞(以上は第三號に紹介されている)、横濱貿易新聞、中外商業新報、東奥日報、小樽新聞、坂東日報、陝中日報、土陽新聞(以上第四號)である。
- 7) 前掲「平民社籠城の記」これは無署名であるが堺利彦の筆になるものである。
- (8)(9)(10) 右同
- (11) 右同。①大いに社會主義書類の出版を爲す事 ②社會黨の純機關たる日刊新聞を起す事 ③白耳義平民館の如き大俱樂部、大會堂を設くる事 ④社會黨の爲に運動の基本金を作る事
- (12) 前掲「日本社會主義運動史話」(『堺利彦全集』第六卷、二二九頁)

三

「平民社籠城の記」を読んだ讀者から同情の金が送られた件数は少なくなかつた。これにたいして平民社同人は深く感謝しながらも寄せられる金をもつて平民社の新聞書籍を買いこれが宣傳のために利用しもつて社の財政基礎を固めてほしいと希望した。⁽¹⁾ 安部磯雄も次のように購讀者に訴えた。「今や此新聞を維持し且つこれを擴張するには購讀者各々が一人の新購讀者さへ誘引すれば充分であるということです。これは吾人に取りて餘り六々敷勞力でもないと思ひます、讀者諸君は直にこれを實行して下さい。これは出來ないですか、余は今後五六人の知人に宛てゝ平民新聞を五回許り續けて送りたいと思ひます、斯様にすれば廣く此新聞紙を紹介することにもなり、且つ五人の内一二名は屹度後に愛讀者となるだらうと思ひま

す、社會主義者諸君は主義擴張の爲にこれだけの勞を取つて下さることは出来ませんか」といふのであつた。なるほど安部のいうことは理窟ではもつともである。しかし『平民新聞』がただに「凡俗の媚を買ふ」ものでなく社會主義の旗印をかかげるといふ點で非凡であり、非戦を叫ぶといふ點で「眞理に殉」じようとするものであるかぎり一人の讀者が新讀者一人を獲得することは恐ろしい困難と迫害の覺悟なしにはできるところでない。「平民社籠城の記」および安部のよびかけにもかからず後にも見るように決して從來の讀者一人にたいし新讀者一人というようには増加していない。自分自身が進歩的な考えをもつということと、自分とあわせてさらに進歩的な仲間を組織するということはまつたく質の違つた問題である。

安部が讀者へ訴えた號にいま一つ安部とはまつたく反對の立場から「平民社籠城の記」に反應を示した次のような投稿があつた。全文を掲げよう。

平民社籠城の記を讀みて、小生の所思を率直に申せば、好男子惜らくは兵法を知らざる者に非ざるなき歎、貴下等は學問もあり文章も上手なり辯舌も巧みなれど、商賣てふことにかけては、全くの無能なり、如何程決心の臍は固めても、無い袖は振られぬ道理、今月は先月より、來月は今月よりも損失は益々大きく、段々深みに陥るべきは鏡に懸けて見るが如し、小生は貴下等の商賣に無能なるを責むるにはあらず、左れば貴下等が自ら其無能を悟らず、強て短處をもて世と闘はんとするは如何にぞや、貴下等は唯學者として立ち、文士として生活し、翻譯にても著述にても、相當に糊口且つ立派に世を益し得べき身分ならずや、而も事致に出でずして、ヤレ賣捌がドウの、廣告がドウの、出版をして、行商をしてなど、二六時中齷齪するも、貴下等の所謂大主義の爲めに、幾何の貢獻をかなし得べき勞して効なしとは此事なり、効なきのみならば猶ほ可なれど、蒲柳の貴下等が斯る見込のなきことに、特に心力を勞し、時間を費し、健康を損ひ、トマの詰りは贏し得たり病氣と借金、悲慘なる零落、それ見たことかとそんじよ其處から手を拍て笑はるゝを思へば、小生如何にも貴下等の爲めに危虞に堪へず、世に秋水君が算盤を弾く程無分別なるはあらず、小生は讀で殆ど嬰兒に双物を持せし如くに感じぬ、勇氣はよけれども瘦我慢は賞めた話しに非ず、今が善い加減に退陣の時にはあらずや、貴下等一身の爲めにも、亦主義の爲めにも、能く眞を養ふて時を待たんこそ望ましけれ、生は難く死は易し、明哲は善く身を保つ、あせり玉ふな(2)

この投稿は決して主張を曲げ主義をすてるというのではなく、一步後退して時を待つことこそ主義を生かす道だということであつた。これにたいし平民社同人は、これと同じ考えをもっている者が讀者、同志、友人のなかに少くないと思われるから一言答える責務があるとして次のよう返答した。「平民新聞」は同人の私有物でなく滿天下同志の共有機關であるから會計が苦しい、一身の安が偷みたいといつて勝手に廢刊ができないのである。「一旦主義の運動者となつた以上は、健康も快樂も犠牲とするのは當然です⁽⁴⁾」、萬一『平民新聞』を去つて閑所に就くことがあるとすれば、それは次の二つの場合に限る。すなわち「第一に、我等の同志中より、新聞雜誌經營の技能手腕ある人が出來つて、多數の同志が之を信任した時には、我等は喜んで平民新聞を其人に引渡して、更に著述とか翻譯とか演説とか講演とか、大に別個の方面に働くのです、(中略)第二には實際我等の力盡き勢窮り、到底平民新聞を支持すること能はざるに至つた時です、此時は我等が同志の信任を失つた時と見て差支へない譯です、何となれば同志の信任がある以上は、必ず同志の協力がある、同志の協力があれば支持の出來ぬことはない筈です⁽⁵⁾」というのが、一步後退して時期を待つという進言にたいする返答であつた。

こうした反響をよんだ「平民社籠城の記」であつたが、その後の平民社はどうであつたろうか。結論からいうとその後三ヵ月たつても「何等の進歩」もなかつた。

「平民社籠城の記」を發表した明治三十七年三月には全社員の給料を二割減じた。しかし四月からはついに社員は一切無給にしてそこから前後百圓内外を節し社を支えなくてはならなくなつた。⁽⁶⁾『平民新聞』第二十號の社説「嗚呼増税」の筆禍で獄に下つた發行兼編輯人の堺から平民社にはじめてきた手紙(一月一回と限られていた貴重な手紙である)は冒頭の二、三行を除けば他は全文平民社經營に關する意見がのべられていたほどである。⁽⁷⁾平民社はふたたび經營の内面を公表し廣く同志に訴えなくてはならなかつた。

明治三十七年六月五日の第三十號では「平民社籠城の記」以後三ヵ月間の營業内容が「何等の進歩もない」ことを告白し

ている。その告白によるとつぎの通りである。

- (一) 三月以來東京市中の卸賣代金の収入は二月には百七十九圓であつたのが三月には百七十二圓餘、四月には百三十四圓餘、五月には百二十圓餘と漸次減少している。廣告料の収入も極めて少額で、毎月殆ど同じである。新聞賣高の三分の二は卸賣なので、此収入の減少は苦痛である。

(二) 發行高も三月初旬は(第十七號)四千五百部であつたが第三十號では八百部減少して三千七百部となつた。

(三) 平民社の出版及び取次書籍の賣上高は、三月には八十二圓、四月は七十五圓、五月には八十三圓となつていたが、これも出版資本と廣告料を差引けばあと幾らも利益はない。併し損失の虞もない。

こうして見ると平民社の明治三十七年三月初旬から六月初旬までの三ヶ月の間は經營面においてはより窮乏化することはあつてもまつたく少しの局面打開もなされなかつた。それでは先の訴えは少しの効果もなかつたかといえばかならずしもそうではなかつた。直接購讀者は二、三百人増したことを報じ「我等は平民新聞の基礎たるべき直接購讀者が世上の非難にも迫害にも不景氣にも關せず、少しも減少することなく、聊かなりとも増加しつつあるので、窮苦の中にも、一點希望の光明を認めて勇氣を奮ひ起すのである」と報告している。二、三百名の直接購讀者の増加は先の訴えに刺戟された従来の讀者の勧誘によるものであろうがその増加率は三ヶ月前の全讀者の約五分であり、直接購讀者の約二割にあたる。一讀者あたり一新讀者の獲得は果たされていない。

ところで先の訴えの中で主義の宣傳と販路擴張のために新たに企劃された遊説と傳道行商はどういう成果を収めたであらうか。「籠城後の平民社」なる經營白書ともいふべきこの報告のなかにはこの點について一言の文字も發見できない。それ以前の號にさかのぼつて何か手が見つけようとするれば西川光二郎・野上啓之助による伊豆地方遊説は二十日間の日を費したという次のような最終報告を發見できる。

今回の遊説日を費すこと廿にして、演説會を開くこと七回、「社會主義入門」と「百年後の新社會」五十部宛販賣、平民新聞二百部、平民新聞の廣告チラシ三千枚、及び社會主義擴張の檄四百枚、配布仕り候。

『社會主義入門』は一部十錢、『百年後の新社會』は一部五錢であるから、假りに定價通り賣つたとして合計七圓五十錢の收入があつただけであろう。『平民新聞』二百部は「配布」となつてゐるが彼等の時々の報告によると明らかに販賣した時もあるからこれからの收入もあつたと思えるが、これも一部三錢五厘の定價通り賣つたとして一圓内外の收入しかなかつたであろう。⁽¹⁰⁾ 演説會は有料であつたと思われるが、それから得られた收入はまつたく不明である。これに對して支出についてみると宿屋は一人一泊二十七錢から三十錢ぐらゐであることがわかり二人では毎日五十錢から六十錢ぐらゐの宿料を費してゐたであろうと考えられる。これが二十日間だと十圓から十二圓で、すでに平民文庫賣上による收入をはるかにオーバーしてしまふ。さらに交通費および雜費を考えると、とうてい平民社に持歸る利益などあつたとは考えられないのである。他方、千葉縣地方に傳道行商に出かけた小田頼造は、第十八號に一度その消息をのせているだけであるが「昨日中に賣捌きたるもの書籍に於て二種三部、平民新聞五部、本日賣捌きたるもの僅に書籍に於て四部のみに候」⁽¹⁸⁾とある。この收入では一日の生活を支える最低限度のものであつたろう。以上遊説ならびに傳道行商の結果をまとめると結局彼等の生活はかろうじて支えることはできてゐるが、平民社に持ち歸れる状態でなかつたといつてよいだらう。したがつて「籠城後の平民社」ではこの點についてまつたくふれてゐない理由がわかるのである。

ところで平民社將來の經營に與り、公然事務會計の監督の責任を負い、『平民新聞』の維持擴張に協力する相談役兼監督役、協力者、維持者として佐治實然、安部磯雄、加藤時次郎、小島龍太郎、木下尙江その他二、三の先輩・友人を依囑した。以後平民社經營に關する重大事件は以上の人々と社々の幸徳、塚、西川、石川とが加わつて一切公明に合議されることになつたのである。⁽¹⁴⁾

- (1) 平民社同人「同情を寄せられたる諸君に告ぐ」(『平民新聞』第十九號、明治三十七年三月二十日)
- (2) 安部磯雄「讀者諸君に御相談申す」(『平民新聞』第十八號、明治三十七年三月十三日)
- (3) 墨堤一人「籠城の記を讀んで」(前掲『平民新聞』第十八號)
- (4) 平民社同人「墨堤一人人に答ふ」(前掲『平民新聞』第十九號)
- (5) 右同
- (6) 「無給といつても、食はずには居られぬ、枯川と秋水とは家族があるので、已むなく是迄通り淀橋に住ひ、實費だけを、否な實費に足らぬだけを持って行く、西川、石川、柿内、神崎の諸君は、全く私有財産を絶滅して平民社内に一個の小共產社會を作つた、飯は社有の飯櫃から食ふ、湯錢、理髮錢、郵税は其つど社有の錢箱から取出される、廣告擔任の熊谷生も大抵本社に起臥する、清田老人夫婦が煮炊洗濯を擔任して、親切に腕白共の世話をする、日用の物には無論不足がちであるが、一社の平等平和の思想は此不足を補つて餘りあるのである」(『籠城後の平民社』『平民新聞』第三十號、明治三十七年六月五日)
- (7) 編輯子「筆のしづく」(『平民新聞』第二十九號、明治三十七年五月二十九日)
- (8) 前掲「籠城後の平民社」
- (9) 西川・野上生「伊豆遊説の消息」(『平民新聞』第二十二號、明治三十七年四月十日)
- (10) 『平民新聞』第十九號の報告では新聞十數部、第二十號の報告では十四、五部を販賣したことになつてゐる。第二十一號では五十部をおもなる町民に配布したと報告されてゐる。
- (11) 『平民新聞』第二十號の報告には「今夜は傍聽無料、下足二錢」とあるところからたてまゑとしては有料演説會であつたことが想像される。
- (12) 『平民新聞』第十九號の報告中に「熱海の宿屋は三飯三十錢にて候ひしが當地(網代―中村註)のは二十七錢にて候」とある。
- (13) 小田頼造「行商傳道の消息」(『平民新聞』第十八號)なお小田は三月三日出發したが十五日には紀州田邊町牟婁新報社の編集に従事するため紀州に向けてたつてゐる。
- (14) 前掲「籠城後の平民社」五人の相談役については『平民新聞』第三十八號(明治三十七年七月三十一日「平民社内幕談」)に簡単な紹介があるのでそれを以下全文記そう。

◎一寸茲に相談役諸氏の地位を讀者諸君に紹介しておく。

◎小島龍太郎氏は古い佛蘭西學者で、一時は書記官などとして居た人であるが、全體官吏と云ふ人物で無いので、モウ久しく退隱して居

られる。氏は純粹なる佛國流の社會主義者で、是れまでも毎度社會運動を試みた事がある。それで平民社に對しても深き同情を有つて、創立の際に保證金の千圓と、其後に又百數十圓の金とを貸與せられた。

◎加藤時次郎氏は獨逸仕込の醫士で、現に京橋區の出雲橋際に外科の病院を開いて居られる。氏は近年最も熱心なる社會主義者となつて、社會改良を目的とする直行團を組織し、其機關として雜誌『直言』を發行して居る。平民社は氏に對して七百五十圓の負債を有して居る。

◎安部磯雄氏は早稻田大學の講師、ユニテリアン協會の委員、社會主義協會の會長、平民新聞英文欄の記者、是れだけ書いて置けば十分であらう。

◎佐治實然氏は其昔し本願寺の謀叛人で今はユニテリアン協會の會長である。氏は社會主義協會の前身たる社會主義研究會のあつた頃から、熱心なる此主義の信者であつた。平民社創立以來、常に深き同情を寄せ、此度いよいよ相談役たる事を承諾せられた。

◎木下尙江氏は現に毎日新聞の記者で、會て社會民主黨創立の時の一人であつた氏が其の舌と筆とを以て、社會主義協會の爲に平民社の爲に常に其勞を惜まぬ事は諸君の既に熟知せらるる所であらう。

四

平民社は業を創めて五ヵ月目の明治三十七年三月に「平民社籠城の記」を發表し、ついで六月に「籠城後の平民社」を明らかにして讀者の同情に訴えたが、七月末には『平民新聞』の第一面を全部使用して「平民社維持金二千圓募集」の發表をしなくてはならなかつた。われわれは以下この發表に従つて平民社の財政狀態についてみていこう。

平民社の財政

最近三ヵ月の收支概算は次の通りである。

支出の部			収入の部		
項目	四月	五月	項目	四月	五月
印刷費	一五〇圓	一三四圓	前金	一五一圓	九二圓
報酬	八一圓	九三圓	卸賣	一四一圓	一二三圓
					一一三圓
					一〇七九

平民社とその財政事情

賄料	五四圓	四二圓	四八圓	小 賣	六圓	六圓	九圓
切手	三一圓	三〇圓	三六圓	廣 告 料	三三圓	五〇圓	二五圓
廣 告 料	……	四二圓	一七圓	雜 收 入	三圓	四圓	二圓
雜 費	四五圓	四〇圓	四九圓	合 計	三三三圓	二七四圓	二三七圓
合 計	三六一圓	三八一圓	四〇六圓				

この表から知れることは収入は漸次に減少を示し支出は漸次に増加している事である。ただ支出の増加には種々特別な事情があつて必ずしも自然の傾向とはいえないが、収入の減少は自然の傾向と見るより外なかつた。そこで以上の三ヵ月の統計に基いて今後數ヵ月にわたる大凡の收支豫算表をつくつてみると次のごとくなる。

支出の部				収入の部 ⁽³⁾			
印 刷 費	一三五圓	前 金	八五圓				
報 酬 ⁽²⁾	一七五圓	卸 賣	一〇〇圓				
切 手	三〇圓	小 賣	七圓				
廣 告 料	三〇圓	廣 告 料	二五圓				
雜 費	六〇圓	雜 收 入	三圓				
合 計	四三〇圓	合 計	二二〇圓				

そこでこの收支をくらべてみると、

支出 収入 不足

430 - 220 = 210

すなわち毎月二百十圓の不足となる。しかしこれは新聞だけについてみたのであつて、平民社は書籍を出版し、また社會主義に關する著書を取次いでいたのでその方の收支についてみると次の通りである。

	支 出	收 入
三 月	一二圓	八二圓
四 月	八八圓	七五圓
五 月	二六圓	一〇四圓
六 月	一三六圓	二〇五圓
合 計	二六二圓	四六六圓

この方面の四ヵ月間の利益は二百四圓で、一ヵ月平均五十一圓の利益となる。平民社同人は今後も毎月平均五十圓の利益があるだろうと考え、先の不足金二百十圓よりこの利益五十圓だけ埋めて結局毎月百六十圓の不足であると豫想した。そこで平民社員と相談役とがこの不足をいかにして補うかについて相談し、ここにいたつてなしうるところは「讀者諸君の同情に訴へ、同志諸君の助力を借て此難局を凌ぐより外は無い。即ち維持金募集の外は無いと決した」のである。⁽⁴⁾募集期間は向う一ヵ年間、募集の總金額は約二千圓ときめたが、これは一ヵ月百六十圓の不足を一ヵ年に見積つた概算である。⁽⁵⁾もちろん平民社は寄附金にのみたよろうとしたわけではなく、新購讀者の勧誘に力をそそいでほしい旨を告げ、發行紙數を二、三倍にして一萬内外に達せしめたならば、最早寄附金の必要はないのだと言明していた。ともあれこの維持金募集の相談に参加したのは平民社員では石川三四郎、西川光次郎、幸徳傳次郎、堺利彦の四名、平民社相談役では小島龍太郎、加藤時次郎、安部磯雄、佐治實然、木下尙江の五名であつた。

平民社は同志および『平民新聞』の讀者から維持金募集を行い、「讀者諸君同志諸君の一方ならぬ御心配と御盡力とを被るに就ては、吾等は毎月其決算を明白に諸君に報告するの義務責任あるを感じ」⁽⁶⁾相談役の監督、檢閲、承認の外にさらに『平民新聞』紙上に公表することにした。この毎月の決算の公表は『平民新聞』が廢刊になるまでつづいた。明治三十七年八月から十二月までの、いわゆる經營内容を「四方硝子張」の中で行つていた間の收支状態は次の通りである。

	收 入	支 出	差引殘金
八 月	六五一 ^圓 一六八 ^厘	六一〇 ^圓 三三八 ^厘	四〇 ^圓 八三〇 ^厘
九 月	七六七、六六七	七二七、二八四	五〇、三八三
十 月	七〇三、一四〇	六一四、二八〇	八八、八六〇
十 一 月	八四〇、七六七	八二三、五四〇	一七、二二七
十 二 月	一〇三三、一〇八	一〇一七、九二〇	五、一八八

ただし九月には百圓、十月は五十圓、十一月は百五十圓、十二月には二百圓の寄附金が収入のなかへ加算されている。⁽⁷⁾ 月から十二月までの五ヵ月間に平民社はすでに合計五百圓の寄附金を支出しなくては經營できなかつた。寄附金の補助なくしては經營が成り立たなかつたことはたしかに健全な財政とはいえない。しかし七月、平民社が維持金二千圓の發表を行つた際、一ヵ月の不足金を百六十圓ときめたが、この計算でいくと五ヵ月で八百圓の寄附金に手をつけてもよい筈であつたが五百圓だけを支出して足りたことを考えればこのままの状態でいけば、まだこの頃は（明治三十七年の暮から三十八年のはじめにかけては）平民社の將來はそう悲觀したものではなかつたと見てよいだろう。明治三十八年八月から同年十二月までの五ヵ月間に「五百餘名の諸君より寄贈せられたるもの六百餘圓に及び、更に十二月末に於て丹波の岩崎革也氏より七百圓の寄贈を受けたるに依り、一躍して千三百餘圓に及び猶其後の寄贈を加へて殆んど千四百圓に及び」⁽⁸⁾ 明治三十八年一月十八日までに集つた寄附金は千三百九十圓三十三錢六厘であり、その中五百圓を使用し、なお八百九十圓三十三錢六厘の維持金を貯えていた。⁽⁹⁾ 平民社がこの維持金に先頃解散を命ぜられた社會主義協會の殘金七十三圓三十一錢を合わせ、合計九百六十三圓四十六錢六厘を「社會主義運動基金」と名をかえて保持することになつたのは明治三十八年一月中旬である。この約千圓に近い金は平民社の同人にとつては必ずしも少い額ではなかつた。

しかし彼等は今すくなくても一舉にこの千圓の金を失わねばならぬ理由をもつていた。平民社は二箇の裁判事件の火中にあ

つた。『平民新聞』第五十二號事申（石川三四郎の社説「小學校教師に告ぐ—その他によりこの號は發賣禁止となり告訴される」および第五十三號事件『平民新聞』は創刊一周年を紀念して「共產黨宣言」を譯載しこれも發賣禁止、告訴された）の裁判が進行中であつた。この裁判が現判決のまま確定すると第五十二號事件の罰金百圓、第五十三號事件の罰金二百四十圓、それに政府に沒收される國光社の印刷器械の損害を賠償すれば數百圓の金を要し、殘金はほとんどに足らぬ額となる。「平民社は事いよく多くして費いよく多からんとするの形勢」⁽¹⁰⁾にあつた。

こうした狀況の中で、『平民新聞』は第五十二號事件で發行禁止の判決をうけていたが、その執行に先立ち自ら第六十四號をもつて廢刊した。創刊以來一年二ヵ月の『平民新聞』は「涙を揮ふて茲に廢刊を宣言」⁽¹¹⁾したのである。「吾人は涙を揮ふて、茲に平民新聞の廢刊を宣言す」にはじまる「終刊の辭」はすでに世に名高い。しかしここでは同じ終刊號にのつた次の言句の方が重要である。

我々は是まで平民新聞を機關とし、平民社を中心として、社會主義の傳道に従事して居りました、そして其平民社は常に四方硝子張の如くにして、社中の事務も、經濟も、生活も、一切同志諸君の前に公表して、諸君の同情と助力とに依頼して今日まで此中心を維持して來ました。然るに、今や我々の運動は、種々なる壓迫と妨害とを受けて、到底從來の形態を保つ事が出来なくなりました、四方硝子張と云ふ譯にも行かなくなりました、一切の經營劃策を暗中に行はねばならぬ事になりました、而して同志諸君の同情と助力とに依頼すること、更に多大ならざるを得ざる次第であります

我々は兎にかく『運動基金』の必要を感じます、壓迫を受ければ受けるだけ用心金の必要を感じます、故に我々は敢て茲に諸君に訴へて其の供給を求むるのであります

(中略)

約千圓の金、我々に取りては決して少きものではありません、然しながら我々は數百圓の罰金と數百圓の損害金（印刷器械沒收の爲）とを

負擔すべき運命に迫つて居ります、而して又現に種々言ひがたき費用を要し、又將來如何に測りがたき費用を要するかも知れませぬ、故に我々は敢て茲に諸君に訴へて、卒直に其供給を求むるのであります⁽¹²⁾。

この言句は、ほとんどそのままに『平民新聞』の後繼紙週刊新聞『直言』創刊號にも載せられた⁽¹³⁾。われわれには「現に種々言ひがたき費用を要し」の内容が何を指しているのか不明である。この事と共に從來だれにでもわかつていた彼等の明細なる收支決算がこれ以後報告されなくなつたことに注意しなくてはならない。「今や我々の運動は、種々なる壓迫と妨害とを受けて、到底從來の形態を保つ事が出来なくなりました、四方硝子張と云ふ譯にも行かなくなりました」という状態が秘密費用となり、收支決算の未公開となつたのである。切角公明正大に運動を展開しようとしており、事實硝子張りの中で運動していた者を、暗い、秘密な運動へと轉換させていくのは當局の彈壓であつたことをここではつきりしておかなくてはならない。しかしながらわれわれは寄附金(運動基金)の中からどれほどの支出をし、その残額はどれほどあるか、ということについてはなお知ることができる。結局、寄附金からの支出と残金の多少がそのまま彼等の運動の消長を物語つてことになるから、この點についてみていこう。

(1) 「平民社維持の方策」(『平民新聞』第三十七號、明治三十七年七月二十四日)

(2) 支出の部の「報酬」は籠城以前の定額を記したものである。四月から無給制をとつていたが、「今後永きを保つには到底今の無報酬の共産社會では立ち行きそうに無いので」ここで有給制にもどつた。ただし實際にはこの「報酬」の二、三割を減じうるかも知れぬが、それは健全なる豫算に算入すべきものではないとして籠城以前の計算でした(前掲「平民社維持の方策」)。實際、報酬は當分の間は減ずる約束になつていた。しかし豫算は元の儘にして置いて、その減じた分だけを寄附することにした(前掲「平民社内幕談」)。

(3) 収入の部の豫算は確實を期したのですべて控え目にしたという(前掲「平民社維持の方策」)。

(4) 右同 この間、平民社の財政困難は五月においてまさに絶頂に達していたが關西の一同志から二百圓の金をえて一時蘇生し六、七月と凌いできた。しかし何時までもその水の手ばかり頼んでゐる譯には行かぬ。そこで何とかして斷然たる策を立てなくてはならなくなつた。「多くの新聞社が財政困難の場合に善くやるが如く、或一二の大資本家に縋つて其私有物となつてしまふ事は、我々の斷じて爲し得

ぬ所である。さりとて只發賣紙數を多くせんが爲に、徒らに俗に媚びた文字を載せて、此新聞を全く商賣にしてしまふ事も、亦我々の斷じて爲し得ぬ所である。西洋に於ける社會黨新聞の經營を見ても孰れ困難ならぬはなき有様で、基金の募集、株金の募集等を試みて居るのが甚だ多い」そこで平民社は維持金募集を行うことになつたのである(右同)。

(5) 維持金の募集方法は左の通りであつた(右同)。

平民社維持金募集方法

▲募集總金額は二千圓を以て目安と爲す事

▲募集期限は向ふ一カ年と爲す事

▲一口の金額の多少を問はざる事

▲期限内數回或は毎月の拂込は隨意の事

▲現金受領濟の上は金額及び寄附者の住所氏名を本紙に記入し受領證に代ふる事

▲募集金は直ちに確實なる銀行に預け入れ嚴重なる保管を爲す事

(6) 「本社八月分會計報告」『平民新聞』第四十四號、明治三十七年九月十一日)

(7) 八月末決算は次の通りである(右同)。

前月繰越金	七四、三五一 <small>圓</small>	取次書籍仕入	二七、四四七 <small>圓</small>
新聞代	三八一、一三五	雑費	二五、八一三
書籍代	一七九、一四二	通信費	二五、八一三
雑收入	五三〇	切手買入	七〇、五一八
廣告欄收入	一六、〇一〇	集金社手數料	二、一〇〇
		堺夫人香奠	二〇、〇〇〇
		俸給及報酬	二〇〇、〇〇〇
		廣告費	四三、三六〇
		新聞印刷費	一五九、二一〇
		書籍印刷費	五一、九九〇
收入		支出	

平民社とその財政事情

四〇 (一〇八六)

合 計	六五一、一六八	合 計	六一〇、三三八
差引残金			四〇、八三〇

八月決算に寄附金からの補助を必要としなかつたのは、新聞の前金・卸賣代の収入が多かつたこと、二十部ずつ拂込んでゐる讀者の拵込時期がきたこと、「同志の遊説で新たに直接購讀者を増加した爲めとであります、殊に學生中の同志が休暇で歸省した爲めに各地方へ社會主義的思想を蔓延した効果は極めて多かつた」それからトルストイの非戰論を載せた號の賣行がよかつたこと、七月からの繰越金が七十餘圓あつたことであるとしている。

九月分會計報告は次の通りである。

收 入	支 出
繰 越 金	新聞印刷費
新 聞 代	書籍印刷費
書 籍 代	俸給及報酬
廣 告 欄 收 入	廣 告 料
雜 收 入	取次書籍仕入
寄 附 金	切 手 買 入
	新聞書籍買入
	家 賃
	勝手方費用
	雜 費
合 計	合 計
七六七、六六七	七二七、二八四
	五〇、三八三

九月分は寄附金から百圓支出して決算した。もつとも五十圓餘の繰越金があるから正味は五十圓ほどの不足ですんだ。「然し本社はまだ書籍の印刷費其外に於て大分の負債を有して居りますので、今後毎月其方の穴を埋めて行かねばなりません、それが爲には絶えず寄附金の補助を仰がねばなるまいと考へます」〔本社九月分會計報告〕『平民新聞』第四十九號、明治三十七年十月十六日と、前途の困難を豫想していた。

十月分の會計報告は次の通りである。

支 出		收 入	
新聞印刷代	一四六、三五〇	繰 越 金	五〇、三八五
書籍印刷代	一〇〇、〇〇〇	新聞代收入	三二六、七三二
俸給及報酬	一八六、七〇〇	書籍代收入	二四七、一三二
家 賃	一八、〇〇〇	廣告料收入	二五、二五〇
廣告料支出	一三、五〇〇	雜 收 入	四、六四〇
新聞書籍買入	五、四五四	維持金より收入	五〇、〇〇〇
書籍 仕入	二一、一七〇		
切手 買入	七一、〇四五		
勝手方費用	二五、二二五		
雜 費	二六、〇三六		
合 計	六一四、二八〇	合 計	七〇三、一四〇
差 引			八八、八六〇

十月は寄附金より五十圓支出したが差引が八十八圓餘になつたから實際は寄附金の助けを借りずに收支相償うことができた。「然し今後の毎月が此通りに行くか否かは受合はれず、現に今度の發賣停止及び園遊會禁止より來る損害等もある事なり、其外種々なる負債もある事なれば、將來又少からざる缺損も來す事のあるべしと察せらる」しかしまた新聞書籍の賣行は大體において少しずつ増加しているから小なる平民城も難攻不落の一要害である、と「平民社十月分會計報告」(『平民新聞』第五十四號、明治三十七年十一月二十日)は告げている。

十一月は「園遊會禁止と發賣停止との爲に大分損をさせられたのと、新刊の發行が無かつた爲め書籍代の収入が少かつたのとで、會計が餘程困難でありました」(『平民社十一月會計報告』『平民新聞』第五十八號、明治三十七年十二月十八日)として次のような決算を報告している。

收 入		支 出	
繰 越 金	八八、八六〇	新聞印刷代	一七六、九八〇

平民社とその財政事情

平民社とその財政事情

合 本 代	七五、七〇〇
書 籍 代	一八五、〇五四
新 聞 代	二六二、一一二
畫 葉 書 代	二七、八四五
廣 告 料 收 入	四八、四八〇
雜 收 入	二、七一五
維 持 金 よ り	一五〇、〇〇〇

書 籍 印 刷 代	五〇、〇〇〇
畫 葉 書 印 刷 代	四〇、〇〇〇
合 本 製 本 代	五〇、〇〇〇
出 版 書 籍 印 稅	五〇、〇〇〇
俸 給 及 報 酬	一八一、〇〇〇
廣 告 料 支 出	三三、一二〇
園 遊 會 費	五〇、〇〇〇
書 籍 仕 入 代	二四、七六〇
新 聞 書 籍 買 入	八、九一五
葉 書 買 入	一一、二五〇
切 手 買 入	六二、八四五
家 賃	一八、〇〇〇
勝 手 方 諸 費	三二、〇〇〇
雜 費	三四、六七〇

合 計 八四〇、七六七

合 計 八二三、五四〇

翌月へ繰越金

十二月は収入は非常に多かつたが、支出も年末のこととて多く寄附金のなかから二百圓支出したとして次の決算書を報告した(平民社十二月會計報告)『平民新聞』第六十三號、明治三十八年一月二十二日。

收 入

支 出

繰 越 金	一七、二二七
新 聞 代	四二四、二〇八
書 籍 代	二九五、三四三
繪 葉 書 代	三〇、四四〇
合 本 代	一二、九五〇

新 聞 印 刷 代	一八〇、八二八
書 籍 印 刷 代	三二五、四九七
俸 給 及 報 酬	二一五、九〇〇
新 聞 書 籍 買 入	一三、七四〇
端 書 買 入	三、〇〇〇

廣告料	三七、四六〇	取次書籍仕入	一五、九七五
雜收入	五、四八〇	家賃(二月分)	三六、〇〇〇
維持金より	二〇〇、〇〇〇	封紙	二、四〇〇
		廣告料	四三、〇〇〇
		蒲團買入	四、〇〇〇
		敷物買入	五、六〇〇
		木版代	五、六〇〇
		勝手方諸拂	五一、一三五
		切手買入	九二、五二五
		雜費	二二、七二〇
合計	一〇二三、一〇八	合計	一〇一七、九二〇

翌月繰越金

五、一八八

- (8) 「社會主義運動基金募集」(『平民新聞』第六十三號、明治三十八年一月二十二日)
- (9) 前掲「平民社十二月會計報告」
- (10) 前掲「社會主義運動基金募集」
- (11) 「終刊の辭」(『平民新聞』第六十四號、明治三十八年一月二十九日)
- (12) 「運動基金募集」(『平民新聞』第六十四號) なおこのアピールは石川三四郎、西川光次郎、小島龍太郎、加藤時次郎、堺利彦、佐治實然、齋藤兼次郎、木下尙江の連名でなされた。
- (13) 週刊新聞『直言』の發行事情については拙稿「資料 週刊新聞『直言』總目次と解説」(『法學研究』第三十二卷第八號)を参照されたい。

五

『平民新聞』を廢刊するとき、平民社同人は「運動基金」として九百六十三圓四十六錢の金を有していた。⁽¹⁾これが彼等の有

する金額のすべてである。この金額が多少でも増加すれば、平民社は現状維持できるであろうが、これが減少の傾向をもつとき平民社の存続は危くなる。

『直言』第四號を發行するとき、この運動基金は減少することはなかつた。明治三十八年二月二十三日の「運動基金收支報告」によれば、基金は千七十二圓六十二錢になつたが、一月分平民社補助百圓をふくむ百六圓八錢を支出したので差引現在九百六十五圓五十二錢となつた。⁽²⁾

これが五十日後の四月十二日には約百八十圓減じて差引現在七百八十八圓八十九錢となる。この五十日の間に運動基金は増加して九百九十六圓五十九錢にまでなるのであるが、そこからの支出は寄附金額の六倍近い二百七圓七十錢という大金であつた。この運動基金からの支出の内譯は、そのままこの當時の運動の困難さを雄辯に物語つている。それは次の通りである。⁽³⁾

金百圓也	西川、幸徳兩氏罰金
金十二圓七十錢也	傳道行商補助
金三圓也	太鼓買入費
金二十一圓八十錢也	社會主義の檄印刷代
金七圓五十錢也	労働者觀櫻會補助
金六圓二十錢也	大演說會損失
金六圓五十錢也	小演說會四回分損失
金五十圓也	三月末平民社補助
支出合計金二百七圓七十錢也	

運動基金から二百七圓餘という大金額を引き出したのはこれがはじめてである。「西川、幸徳兩氏罰金」は『平民新聞』第五十二號事件の罰金である。二月二十三日大審院の判決があり上告が棄却され幸徳傳次郎、西川光二郎は二月二十八日に

下獄していた。罰金は三月二十四日に納めたが、國光社への印刷器械の賠償二百五十一圓もやがて納めなくてはならなかつた。⁽⁴⁾「大演說會損失」「小演說會四回分損失」なる文字はここにはじめて登場したのであるが、これはそのまま當局の彈壓の厳しさを示している。當局の彈壓と迫害に抗してたたかう社會主義者たちの困難さについて彼等自身が次のように語つてゐる。

二人の同志は巢鴨の獄底に在り、二人の同志は傳道行商の途上に在り、幾多の同志は其主義に忠なるの故を以て失業せり、幾多の同志は其主義を叫ぶの故を以て就職するを得ず、而して演說會は解散せられ、傳道隊は禁遏せられ、新聞書籍の營業は常に甚だしく妨害せらる、吾黨の運動は政府迫害の下に層一層の困難を加へざるを得ず、而して困難の最も甚だしきは基金の缺乏にあり⁽⁵⁾。

四月十三日から五月十日までの、わずか二十日たらずの間に二百四十八圓という最高の金額を支出した。運動基金はこの間に八百三十六圓十四錢にまでなつたが、支出が右の如くで、差引現在には五百八十七圓七十四錢と減少した。「而して國光社には毎月(五ヶ月間)五十圓の賠償を爲さざる可らず、平民社には毎月五十圓或は百圓の補助を爲さざる可らず、而して猶他に選舉運動費の如き臨時の費用を支出せざる可らず、而して猶他に共產黨宣言事件に於て二百四十圓の罰金を拂はざる可らざるの虞あり⁽⁶⁾」平民社の危機はまさに急迫していた。この二十日間の運動基金からの支出内譯は次のように報告されてゐる。

金五圓五錢	傳道隊費
金三圓二十錢	演說會費
金三十五圓十五錢	チラシ印刷代
金三十圓	特別秘密費
金五十圓	國光社器械賠償月賦
金二十五圓	平民社三月分補助追加
金百圓	平民社四月分補助

支出合計 金二百四十八圓四十錢

國光社器械賠償月賦は第一回分五十圓が支拂われ、以後毎月五十圓ずつ支拂われる筈であつたが、それを支拂うことができなかったことはのちに述べる。「平民社に稍多くの經費を要したる理由も、特別秘密費の果して何物なるかも、吾人は今茲に殊々しく説明せざるべし、兎にかく迫害の下に於ける運動が多くのお金銭を要するの事情は、諸君の諒察せらるゝ所なるべし、斯くして吾人は今僅かに運動基金五百數十圓を有せり」といふ彼等の聲の中に彈壓のきびしさとそれに抗して運動する彼等の活動の困難さ、そして運動自體、最初の「硝子張」のなかの明かるさを失つていく過程がまざまざと知れるのである。しかもこうした迫害と急迫のなかで木下尙江を東京市における五月十六日の衆議院議員補缺選舉に立候補させた。木下は、日本社會主義者同志から「吾黨の候補者として、品性、學識、才能（殊に雄辯）に於て同志中に卓越せる」者として推薦された。この選舉費用の負擔が運動基金の上にかかつてくることはあきらかである。「吾人は此の基金缺乏の際に於て、更に茲に選舉運動を開始せり、吾人は固より多くの運動費を費して選舉場裡に勝敗を争はんとする者に非ず、然れども多少の廣告料、多少の印刷費、多少の郵税、多少の雜費亦固より免るべきに非ず」平民社は罰金に、賠償に、運動費に、選舉資金にとますます多額の費用が入要であると急訴した。

しかしながらこの段に至つてはもはや「敢て茲に諸君に訴へて其の供給を求む」というような文字は用いなかつた。財政の急迫を「急訴」はしたが「供給を求む」の文字のかわりに「然れども我が同志諸君の多くは、吾人と同じく寧ろ衣食の急を告ぐるの人也、吾人實に言ふに忍びざるものあり、願はくば只吾人の心事を諒とせられよ、吾人も亦更に一身の費と社中の費とを節して不足の幾分を補ふに勉めん」として間接的な呼びかけによつて援助をもとめた。これまで供給を訴えつづけたがためにこの上供給を訴えることは文字通り「實に言ふに忍」びなかつたのであろう。このことが積極的に「供給」を訴えなかつた主原因であることは間違いない。しかしそのことと關連して寄附金の數および額がこの頃にはきわめて低く

なつてきていたことから平民社同人は寄附もすでに限界にきていることを氣づいたからではなからうか。『直言』第二卷第十一號に廣告された寄附金件數は六件でその金額はわずかに六圓八十四錢である。第十二號には寄附金の廣告すらなく、第十三號は件數こそ十七件で必ずしも少い方ではないが金額は十圓八十錢にすぎない。しかも第十四號ではまた寄附金の廣告がない。なるほど「急訴」をした第十五號では三十六圓の寄附があつたがこのうち十圓は「選舉運動費」に充當するよう指定して寄附されたものであり、第十六號、第十七號でも各々三十圓餘の寄附があつたことがわかるが、これらは選舉という特別な情勢のために久しぶりに高額の寄附があつたのだと考えてよい。だから第十八號以降はおおざつぱにいつて寄附金高は減少の一途をたどるのである。平民社の人々も疲れたが、讀者の方も疲れがようやく出てきたと考えてよく「急訴」の筆者、したがつて平民社の人々はこのことをよく知つていたのである。

しかしこの推察とすぐ矛盾しそうなことが出てくる。すなわち「平民社の財政に就て諸方より色々とお見舞を受けました。(中略)平民社の營業は甚だしく政府の妨害を蒙るに係はらず、存外好景氣であります。『直言』の發賣高は約四千五百部、之を二月頃に比べると、少しづつジリ／＼増加して居ります⁽¹¹⁾」という文字である。さらに出版書籍の賣行も可なり良い方で、特に木下尙江の『火の柱』『良人の自白』は賣行きがよく「木下君は大分平民社にもうけさせて呉れました⁽¹²⁾」とある。この堺の「好景氣」論はさきの「急訴」と矛盾しないであろうか。もちろん表現の上では矛盾する。しかし事實の上ではその両者が成立する根據がある。まず堺の「好景氣」論であるが、これは次の二つの理由から「好景氣」だといわれたのである。一つは『直言』の發行部數四千五百を數え、近來は少しづつ増加しているということである。四千五百部の發行數は一年前に「籠城以後の平民社」を發表したときの發行數三千七百部より八百部の増加である。しかもこの四千五百部發行という數字は『直言』の廢刊まぎわまでつづいたと考えられる⁽¹³⁾。第二の「好景氣」論は出版書籍の賣行がよいということである。そのもつとも顯著な例として、堺の「好景氣」論が出た翌月(明治三十八年七月)は木下の『良人の自白』の賣行が

よく、運動基金からの補助を必要としなかつただけでなく、かえつて五十餘圓の現金を翌月へ繰越すことができた。⁽¹⁴⁾ 運動基金に手をつけなかつたのは明治三十七年七月に寄附金募集の廣告をした翌八月に手をつけなかつたことと三十八年七月の今回手をつけなかつたことの二回だけである。以上の二點において塚の「好景氣」なる文字が出てきたわけである。幸徳、西川の入獄中のことであり、石川と共に平民社の經營の中心にあつた塚が平民社全般の經營について知らぬはずがない。

平民社の營業は甚だしく政府の妨害を蒙るにかかわらず、存外好景氣であると告げた塚が同文中で、「然し平民社には色々營業以外の出費があります。其の同志の俱樂部たる性質に於て、其の運動の中心たる點に於て、殊に近來は裁判事件、入獄事件、迫害事件等に就て、一々説明の出來ぬ支出もあります。それで是までの處は常に同志諸君の寄附に依つて、纒かに收支を償はせて居るのであります。然るに、先月來毎度記した通り、國光社に對する賠償金の月賦（毎月五十圓）、共產黨宣言事件の罰金（未確定ながら）などが、此頃引續いて押寄せますので、社中一同大に痛心して居る次第であります⁽¹⁵⁾」とあるところは平民社窮乏の本質を告白したものとみてよい。機關紙の發行および出版書籍の賣行きは「好景氣」ではあつても決して平民社全體の經營は好轉しなかつたのである。平民社は明治三十八年七月、『良人の自白』の賣行がよく一年ぶりで運動基金から補助を受けなくてすんだまさにその月に家賃を滞らせていた。國光社への月賦賠償も一度支拂われただけでその後まつたく支拂われていないのである。これが平民社の實態であるが、その後平民社はさらに一層の瀬戸際まで追い込まれたことが明らかにされた。

五月十日以後八月十六日までに運動基金は七百八十七圓三十七錢になつたがここから次のような支出がなされた。⁽¹⁷⁾

金百六十圓

五月末平民社補助

金二百圓

六月末平民社補助

金三十七圓四十五錢

選舉運動費

金九圓二十三錢五厘

演說會、茶話會費

金五圓

傳道行商補助

金五圓二十錢

チラシ印刷費

金二十圓

特別秘密費

支出合計 金四百三十六圓八十八錢五厘

これで結局、差引現在の金額は三百五十圓四十八錢五厘というところまで減じた。その後につづく文字をよむとき、いよいよ平民社も財政的に命脈がつきる寸前であることを感ずる。

然るに、國光社にはまだ書籍印刷代の滞りが三百五十圓ほどあります。それに没收器械の賠償も第一回分を拂込んだばかりで、跡は其儘になつて居ります。即ちそれもまだ二百圓ばかり残つて居ります。それに又、共產黨宣言事件が若し元の通り有罪になるとすれば、二百四十圓と云ふ罰金を拂はねばなりません。之を合計すれば、運動基金三百五十圓餘を一時に使つてしまつても、到底引足る譯ではありませぬ。⁽¹⁸⁾

平民社は運動基金のつぎるのを待ち消滅するか、根本的な改革をおこなうか以外に道はなかつた。堺利彦は『直言』第二卷第二十九號において平民社の改革について論じた。「財政に於ても、編輯に於ても、又社中の取締に於ても、總べて不整頓、不行届の事ばかりで、實に恐懼の至⁽¹⁹⁾りである、それについて諸方面より忠告をうけ、また多少不平の聲もきいた、そこで堺は「此際、自己の力量の不足、信任の缺乏を認め、暫く責任の地を去るを以て、當然の次第と信⁽²⁰⁾じ、目下相談役の間にも相談中であるから、廣くこれを一般同志諸君にも訴えて、意見を承りたい、というものであつた。堺のこの提案が同志間の見解の相違、感情の齟齬から生じたものであり、幸徳傳次郎は直ちに次號で堺に對する信任の缺乏を離間中傷の結果だとして堺を辯護したが、その間の事情についてはいまここでふれない。ここでは幸徳の平民社の改革案について検討してみたい。

幸徳は、平民社の差當つての困難は財政の問題である。現に數百圓の負債があり、毎月餘程不足するので、ここで何とか

方法を立てねば數カ月のうちに破産するの外はないと問題の本質と平民社の見通しについて明らかにした。⁽²¹⁾ ついで幸徳は『直言』だけの收支にかぎつてみても毎月七八十圓乃至百圓くらいの不足は免れない、この毎月の不足をいつまでも一般の寄附で補つていくのは困難なことである。そこで平民社維持の方法は二つの道があるだけだ、という。一つは大擴張して日刊新聞にすることであり、他の一つは大緊縮、大節約を行つて命脈だけを持していく方法である。しかし大擴張を行うには二萬圓から少くも一萬五六千圓の資本を必要とするが今の我々にはこの資本調達力はない。やむを得ず緊縮節約を行うの外はない。

それでは幸徳はこの上どの面で緊縮し節約しようとするのであろうか。幸徳案は「是迄最も多くの分配額を得て居る、小生と枯川兄と二人を無給にしたならば、丁度目下の不足額位いの物が出て、どうやら『直言』だけの收支は償うのです。(中略) 幸い枯川兄は、曾て彼が創立した由分社の出版でも擴張すれば、食ふ位ひは出来やうといふから、小生は夫が善からうと賛成しました、小生自身は別に衣食のあては有りませんが、果して外遊することが出来れば、家庭は總て各地の親戚にでも送り預けて、一家を離散する覺悟ですから差支はありません⁽²²⁾」。こうすることによつて『直言』の命脈は保てるだろう。なお「枯川兄が由分社の出版を經營するなら、平民社の出版事業も一所に其方へ引取て貰つて、其代り書籍印刷費の負債三百五十圓も、枯川兄の肩に脊負つて貰つてはどうか、そして器械賠償金は現在の寄附金で拂ふことにしたら、平民社だけは兎に角身輕になると思ひます⁽²³⁾」という。以上が幸徳の提出した財政面からみた平民社改革案の骨組である。

堺の提案にはじまり、幸徳の再建築へと發展した平民社改革案は『直言』第二卷第三十一號で具體化された。それによると、八月二十九日に相談會を開いた結果、今後の平民社は石川三四郎、幸徳傳次郎、木下尙江、堺利彦の四人の連帶責任として經營していくことになつた。次に新聞賣捌と書籍出版との經營は分離し、書籍出版の事は擧げて堺一個人に引渡すことにした。それと共に書籍印刷代金の未拂分三百圓も堺が負擔することになつた。平民社は新聞だけによつて維持していくこ

とになつたが、そのため大緊縮をすることになつた。木下は従来通り毎日新聞により衣食の費を得るため今後も平民社から報酬をうけない。堺は出版事業により一家を支える見込であるから八月限りで平民社の分配を受けぬ。幸徳も近々渡米するため同じく八月限りで社から報酬を受けぬことになつた。しかしながらなお國光社には没收器械の賠償費約二百圓の負債があり、共産黨宣言事件の罰金二百四十圓も申渡されている、これらの處理については同志の寄附に依頼する以外にないといひ⁽²⁴⁾。以上のことが今後の平民社を維持していく方策として決定された。これはさきに幸徳が「同志諸君に諮る」として出した改革案にそうものであつた。

平民社改革の方針がようやく定まつたところへ『直言』の發行停止が命ぜられた。日露戦争の講和條件に不満をいだいた國民が、條約調印の九月五日を期し日比谷公園に國民大會を開いた。この大會の流れが燒打にまで發展し、警官隊と各地で大衝突した。帝都には戒嚴令がしかれ、そのため言論の取締りは一段と厳しくなつた。『直言』も第三十二號の社説「政府の猛省を促す」その他のため發行を停止され、いつ解除となるかも豫測できなかつた。そこへ西川光次郎も出獄して來、平民社同人の顔は全部揃つたところで、幸徳、堺、木下、石川それに西川もまじえて平民社の前後策が講じられた。この結果十月九日、平民社樓上に同志七十餘名が參集して二年間にわたる惡戰苦闘の末、平民社はここに「悲壯なる解散式」をあげた。第一期平民社はかくて姿を消したのである。

(1) 實際は九百六十三圓四十六錢六厘であるが、『平民新聞』終刊號以降は六厘を切りすてあるので、それに従う。

(2) 運動基金からの支出内譯は次のようになっている(「運動基金收支報告」『直言』第四號、明治三十八年二月二十六日)。

金一圓・二月一日龜島町演說會費、金三圓三十六錢・二月二十日行徳町演說會費、金一圓七十二錢・二月十六日玉翁亭茶話會費、金一百圓・一月分平民社補助、合計金百六圓八錢(二月二十三日迄支出)

(3) 「運動基金收支廣告」(『直言』第十一號、明治三十八年四月十六日)

(4) 「此日石川君は日本銀行に行つて中央金庫に金百圓を納めて來た。是は西川幸徳二君の罰金なのだ。序に記して置くが、囊に沒收せ

られた國光社の印刷器械は、公賣の結果、二百五十一圓を以て或人に拂下げられた。我々は國光社に對して此損害を賠償する責任がある」

(5) 「運動基金募集」『直言』第二卷第九號、明治三十八年四月二日)

(6) (7) 右同

(8) 「吾黨の候補者」『直言』第二卷第十五號)

(9) 前掲「運動基金募集」

(10) 右同

(11) 枯川生「平民社より」『直言』第二卷第十八號、明治三十八年六月四日)

(12) 右同

(13) 幸徳傳次郎は廢刊間ちかい『直言』第二十九號(明治三十八年八月二十日)に「我は僅に四千五百部を印刷する『直言』の一社員」(小田原日記)という言葉を用いている。

(14) 「七月末の決算には平民社は運動基金の補助を受けざるのみならず、却つて五十餘圓の現金を翌月へ繰越しました。是には『良人の
 告白』の賣行が大に預つて力ある次第であります」(平民社財政の現状)『直言』第二卷第二十九號)

(15) 前掲枯川生「平民社より」『直言』第二卷第十八號)

(16) 堺生「平民社より」『直言』第二卷第二十六號、明治三十八年七月二十八日)

(17) 前掲「平民社財政の現状」

(18) 右同

(19) 堺利彦「平民社より」平民社の改革に就て」『直言』第二卷第二十九號、明治三十八年八月二十日)なお石川三四郎も『直言』同號にて「堺兄の負わるゝ責は小生も負はねばなりません(中略)平民社改革の都合により、如何なる命令あるとも、小生は決して拒みませぬ」という堺への同調を示した。

(20) 前掲堺「平民社より」

(21) 幸徳生「同志諸君に語る」平民社改革に就て」『直言』第二卷第三十號、明治三十八年八月二十七日)

(22) 前掲「同志諸君に語る」

(23) 右同

(24) 石川・木下・堺・幸徳「今後の平民社」『直言』第二卷第三十一號、明治三十八年九月三日

六

平民社創立からその消滅にいたるまでの財政について見てきた。平民社は創業當時から「純収入と支出とを差引けば多少の不足」があるという状態であつた。他の新聞雑誌からは同情と好評をうけ、新奇という點から八千から五千という讀者を得ていた當時においてすでに赤字財政であつたことを今一度ここで思い出す必要がある。西川光次郎の公表から『平民新聞』は創刊から一周年記念までのあいだに毎號四千部發行してゐたことがわかる。⁽¹⁾この數字は『直言』になつて増加することとはあつても決して減少することとはなかつた。われわれは『平民新聞』『直言』を詳細に検討することによつて兩紙の發行部數について次のような表を作製しよう。

平民新聞	創刊號(明36・11)	八千部發行
同	第十七號(明37・3)	四千五百部發行
同	第三十號(明37・6)	三千七百部發行
同	第三十五號(明37・7)	四千二百部發行(?)
直言	第十八號(明38・6)	四千五百部發行
同	第二十九號(明38・8)	四千五百部發行
同	第三十一號(明38・9)	四千部發行

ここには三千七百部以下の數字は發見できない。平民社は『平民新聞』『直言』を通じて平均毎號四千部發行したが新聞發行だけでは社を維持できなかつた。しかしそのことは何も不思議はないが四千部の發行部數しかもたない週刊新聞が二年間にわたつてたえない彈壓の中で生きながらえたことは驚異である。號を追うごとに赤字の數字が膨脹する財政難をよく支

えてきたのは日本全國はもとより、遠く遼東半島、朝鮮、滿洲、清國、臺灣そしてアメリカの地にある讀者同志が額の多少をとわず供給した寄附金であつた。寄附は軍隊という堅い壁を通して軍艦の中から、また出征軍人の中からも送り届けられた。明治三十七年七月末、二千圓の募金を公表してから『直言』の廢刊までの約一年二ヵ月餘のあいだに寄せられた募金の件数は九百五十七件であつた。豫定の一年より約三ヵ月多く要して集めた金額は二千圓にはやや足りなかつたが千八百四十一圓餘に達した。

平民社が維持金・運動基金を使用せずに經營できなくなつたのは明治三十七年九月の決算からである。それ以降、基金からの支出を記すとつぎの通りである。

明治三十七年九月	百圓也
同 十月	五十圓也
同 十一月	百五十圓也
同 十二月	二百圓也
明治三十八年一月	百圓也
同 二月	五十圓也
同 三月	七十五圓也
同 四月	百圓也
同 五月	百六十圓也
同 六月	二百圓也

以上合計は千百八十五圓になるが、これは「平民社補助」として基金から支出されている金額である。この外に罰金、賠償、選挙費、特別秘密費、演説會場費その他が基金から支出された。この寄附がなかつたならば平民社は財政的に死期を丸一年早くしていたといつては言いすぎであらうか。十ヵ月の生命を一年十ヵ月まで延長し得たのは同志・讀者の寄附の力で

あつた。

當局の彈壓が平民社を解散させた大きな原因であつたことはたしかである。また彈壓は平民社に罰金、賠償、演說會の損害、特別秘密費の支出その他の面で大きな財政的負擔をさせたことも事實である。しかし彈壓は『平民新聞』『直言』の購讀者を號を追うごとに減少させていつたという傾向はみられず、彈壓前も彈壓を受けても發行部數はほとんどコンスタントではなかつたかとすら考えられることはすでにわれわれがあげた數字から明らかであろう。もしこれがそのまま正しいとすれば、平民社は發行當時のままの状態で官憲の壓迫がなかつたにしてもやがては財政的に破滅すべき運命にあつたといえないだろうか。もつとも彈壓さえなければ同志・讀者をより多く獲得し得たであろうという假定もなりたつてであろう。しかし明治三十五、六年のいわゆる社會主義流行時代の餘波がまだきえない三十六年末から七年のはじめにおいてすでに四千五百部程度の部數に減少していたことを考えれば、彈壓がなく當初のままであつても世人が慣れてしまえば自然減少することはあつても増加するとは考えられまいという假定も成り立ちそうである。

新聞は約四千部程度の線でコンスタントに發行していたと考えられるが、寄附金の方は平民社の後期にいたり著しく減少していつたことはすでにのべた。平民社を支えてきた寄附金が急激な減少を示してきては、罰金賠償がなくとも社を維持していくことは困難である。

四千部の發行でも赤字財政であり、寄附金はまた赤字をカバーできないほどに減少してきたところから、平民社がいかに改革をはかつてもやがては命脈つきる運命にあつたのではなからうか。國光社への書籍印刷代金未拂三百圓が堺個人に轉嫁されたとはいえ、平民社はなお二百圓の賠償金と罰金二百四十圓の負擔をしなくてはならなかつた。幸徳、堺が平民社の分配を受けぬようになるとはいえ果して社を維持できたであろうか。過去一年間にわたり運動基金から平民社維持のために支出した金額の月平均は約百圓である。その外に秘密費運動費その他が少からず支出されている。幸徳、堺の從來の報酬は兩

人あわせて八十圓から百圓のあいだであつたようである。平民社は改革以降も月五、六十圓の寄附金を必要とするであろうが（賠償金と罰金の不足分を加算しないでも）それだけの寄附はすでに集らなくなつていたのである。平民社の將來への見通しは暗かつたといつてよいだろう。財政面からみても平民社は解散の時期にきていた。

(1) 西川光次郎は「日本社會主義一年間の發達」(『平民新聞』第五十九號、明治三十七年十二月二十五日)において「平民新聞 一年間の販賣紙數、約二十萬部」としている。平均すると約四千部である。西田長壽氏が「各號平均三三〇〇餘部」(『週刊平民新聞(一)』の解説 一四頁。昭和二十八年十二月、創元社)といい大原慧・鹽田庄兵衛兩氏が同様に「平均發行部數三、三〇〇部」(『近代日本思想史』第二卷三五八頁、一九五六年九月、青木書店)といつてゐるのはあやまりであろう。五十九號に西川の記事があることから二十萬部を五十九で割つたからこの誤りをおかしたものと思う。西川は、「一年間」と明記してゐるから五十で割るべきである。週刊新聞を一年間發行すれば五十號まで出る。四千部發行であればわれわれが綿密に検討した數字と一致する。

(2) この寄附金の分析については別に稿を改めて發表する豫定である。